

# 社会福祉法人 厚真町社会福祉協議会定款細則

## 【沿革】

平成 19 年 3 月 16 日 制定

平成 29 年 3 月 16 日 一部改正

## 第 1 章 総 則

(目的)

**第 1 条** この細則は、社会福祉法人厚真町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 49 条の規定により、本会の法人運営について必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 評議員の選任

(選任手続き)

**第 2 条** 評議員選任・解任委員会において選任された次期評議員となるべき者は、就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

2 会長は、次期評議員となるべき者に対し委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

**第 3 条** 評議員は、やむを得ない事由により任期中途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

**第 4 条** 評議員の欠員補充については、第 2 条の規定を準用する。

(評議員名簿)

**第 5 条** 会長は、評議員選任後速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

## 第 3 章 評議員会

(決議事項)

**第 6 条** 評議員会で決定すべき本会の業務は、第 15 条第 1 項第 1 号から第 7 号に規定する事項及びその他本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるものとする。

(報告事項)

**第 7 条** 評議員会へ報告すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) その評議員から報告を求められた事項

(評議員会の招集)

**第8条** 会長は、評議員会を招集するときは、書面をもって招集日1週間前までに各評議員に通知するものとする。

- 2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

(関係者の出席)

**第9条** 議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

**第10条** 議事録の作成については、定款第17条の規定によるほか、次のとおりとする。

- 2 議長は、議事録の正確を期するために適当と認める職員に議事の経過及び結果を記録させることができる。
- 3 議事録は、提出議案及び報告案件書を添付して保存するものとする。

## 第4章 役員を選任

(選任手続き)

**第11条** 評議員会において選任された次期役員となるべき者は、就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

- 2 会長は、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に履歴書を徴するものとする。
- 3 会長は、前項の確認を行った後に、次期役員となるべき者に対し委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

**第12条** 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

**第13条** 役員欠員の補充については、第11条の規定を準用する。

(役員名簿)

**第14条** 会長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

## 第5章 理 事 会

(議決事項)

**第15条** 理事会で決定すべき本会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
  - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (3) 定款の変更
  - (4) 残余財産の処分
  - (5) 社会福祉充実計画の作成
  - (6) 公益事業・収益事業に関する事項
  - (7) 解散
  - (8) 社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集、その他北海道知事の許認可を受ける事項
  - (9) 定款細則、経理規程等本会の運営に関する重要な規程の制定及び変更
  - (10) 評議員選任・解任委員会委員の選任及び解任
  - (11) 会長、副会長の選定及び解職
  - (12) 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案
  - (13) 職員の重要な人事
  - (14) 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約（軽微なものは除く）
  - (15) 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理人となる事項についての会長職務代理者の選任に関する事項
  - (16) その他、本会の業務に関する重要事項
- 2 前項第1号から第7号については、原則として評議員会の議決を得なければならない。

(報告事項)

**第16条** 理事会へ報告すべき本会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査または調査の結果（改善の指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 定款第28条の規定により会長が専決した事項
- (4) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

**第17条** 会長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日の3日前までに各理事に通知するものとする。

- 2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

(関係者の出席)

**第18条** 理事会において議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案

の内容等について説明させることができる。

(議事録)

**第19条** 議事録の作成については、定款第32条の規定によるほか、次のとおりとする。

- 2 議長は、議事録の正確を期するために適当と認める職員に議事の経過及び結果を記録させることができる。
- 3 議事録は、提出議案及び報告案件書を添付して保存するものとする。
- 4 作成した議事録は、次回の理事会で各理事に供覧するものとする。

(欠席理事への報告)

**第20条** 会長は、理事会に欠席した理事に対し議事の概要及び議決結果を記録した書面を、理事会終了後速やかに送付するものとする。

## 第6章 監 事

(監査の実施)

**第21条** 定款第22条に規定する監事の監査は、会長のもとで事業報告書、資金収支計算書及びこれに附属する資金収支内訳表、事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表、貸借対照表、財産目録を作成後、速やかに実施するものとする。

- 2 監事は、前項の監査のほか本会の運営及び事業実施状況等について、四半期ごとに監査を実施するものとする。ただし、必要と認めるときはいつの時期でも監査を実施できるものとする。

(監査の報告)

**第22条** 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名又は記名押印のうえ、理事会、評議員会、北海道知事に報告するものとする。

## 第7章 事務の専決

(事務の専決)

**第23条** 定款第28条の規定に基づき、会長が専決することのできる本会の業務については、次に掲げるものとし、その業務の範囲は別表に掲げるとおりとする。

- (1) 規程等の制定、改廃に関すること
- (2) 職員の人事に関すること
- (3) 職員の給与に関すること
- (4) 職員の労務管理・福利厚生に関すること
- (5) 債権の免除、又は効力の変更に関すること
- (6) 設備資金の借入に関する契約に関すること

- (7) 建設工事請負及び物品納入等の契約に関すること
  - (8) 固定資産（基本財産を除く）の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関すること
  - (9) 予算の流用に関すること
  - (10) 不用物品等の売却又は廃棄に関すること
  - (11) 予算上の予備費の支出に関すること
  - (12) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
  - (13) 入所者・利用者の預り金の日常の管理に関すること
  - (14) 寄附の受け入れに関すること
  - (15) 本会に関する情報の開示に関すること
  - (16) その他の業務に関すること
- 2 前項に規定する業務の範囲には、本会諸規定に定める契約担当者に委任されるものを含むものとする。

(専決の報告)

**第24条** 会長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

## 第8章 細則の変更

(変更等)

**第25条** この細則を変更しようとするときは、理事会の決定を得なければならない。

**附 則** (平成 19 年 3 月 16 日 制 定)

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 29 年 3 月 16 日 一部改正)

この細則は、平成 29 年 3 月 16 日から施行する。

(別 表)

業 務 の 種 類	業 務 の 範 囲
1 規程等の制定、改廃に関すること	各種規程（会員規程、評議員選任・解任規程、その他本会の業務に関する重要な事項で、理事会において決定が必要と認められるものを除く。）、運用方針、要領等の制定、改廃に関する事項。
2 職員の人事に関すること	事務局長及びセンター長、施設長の任免、進退並びに賞罰を除く職員の人事。
3 職員の給与に関すること	重要、異例に属するものを除く事項。

4 職員の労務管理・福利厚生に関すること	日常的事項。								
5 債権の免除、又は効力の変更に関すること	<p>債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が本会に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるものを除く。</p> <p>なお、当該処分について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。</p>								
6 設備資金の借入に係る契約に関すること	<p>予算の範囲内の事項。</p> <p>なお、当該契約について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。</p>								
7 契約に関すること	<p>1 次に掲げるような軽微なもの。</p> <p>ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の購入</p> <p>イ 施設設備の保守管理、物品の修理等</p> <p>ウ 緊急を要する物品の購入</p> <p>2 次に掲げる契約。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。</p> <p>ア 売買、賃貸借、請負その他の契約で、その予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えないもの</p> <table border="1" data-bbox="820 1285 1423 1563"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th>予定価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>2 食料品・物品等の買い入れ</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>3 前各号に掲げるもの以外</td> <td>80万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの</p> <p>ウ 緊急の必要により行うもの</p> <p>エ 競争入札に付することが不利と認められるもの</p> <p>オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込があるもの</p> <p>カ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合に行う</p>	契約の種類	予定価格	1 工事又は製造の請負	100万円	2 食料品・物品等の買い入れ	100万円	3 前各号に掲げるもの以外	80万円
契約の種類	予定価格								
1 工事又は製造の請負	100万円								
2 食料品・物品等の買い入れ	100万円								
3 前各号に掲げるもの以外	80万円								

	<p>もの</p> <p>キ 競争入札において落札者が契約を締結しない場合に行うもの</p> <p>3 当該契約について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。</p>
8 固定資産（基本財産を除く）の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関する事	<p>取得及び改良にあつては1件100万円未満、処分にあつては1件が50万円未満のもの。ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。なお、当該取得について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。</p>
9 予算の流用に関する事	<p>経理区分内の勘定科目相互間において50万円未満の流用。</p>
10 不用物品等の売却又は廃棄に関する事	<p>損傷その他の理由により不用となった物品、又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品であつて、1件の価格が10万円未満のもの。ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。なお、当該売却等について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。</p>
11 予算上の予備費の支出に関する事	<p>予算に計上された額。</p>
12 入所者・利用者の日常の処遇に関する事	<p>日常的事項。</p>
13 入所者・利用者の預り金の管理に関する事	<p>日常的事項。</p>
14 寄附の受け入れに関する事	<p>寄附金の募集に関することを除く事項。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。</p>
15 本会に関する情報の開示に関する事	<p>定例的事項。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。</p>
16 その他の業務に関する事	<p>第1号から第15号に定めるもののほか、本会の業務で会長が必要と認めた事項。ただし、本会の運営に重大な影響があるものは除く。</p>